

## 役員報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ほしぞら&ふれあいハウス鳴滝（以下「この法人」という。）の定款第 18 条の規定に基づき、この法人の役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。

(3)常勤の監事とは、監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。

(4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。

(5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の額)

第 3 条 理事及び監事に対する報酬等の額は、適正と認められる額を社員総会において定める。

### (報酬等の支払方法)

第 4 条 常勤の役員に対する報酬等は、毎月 10 日に、現金を直接本人に手渡しする方法で支払うものとする。

2 常勤でない理事及び監事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

### (費用)

第 5 条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

### (改定)

第 6 条 この規程の改定は、社員総会の決議により行うものとする。

### (補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、令和3年4月16日から施行する。(令和3年4月16日理事会決議)